

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（第4回）
（次世代育成支援対策推進法）

本会職員が、仕事と生活の調和＝ワーク・ライフ・バランス＝をもって、その能力を十分発揮し、仕事と生活に対し前向きに取り組むことができる職場環境づくり実現に向け、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日

2 内 容

目 標 1 令和3年度末までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均3日以上増やす

【対策】

- ・令和2年4月～ 年次有給休暇取得状況把握を継続する
取得率の低い職員について、所属長を通じ取得を促す
- ・令和2年6月～ 安全衛生委員会において、前年度における年次有給休暇取得状況を評価し、対策を検討する

目 標 2 所定外労働時間削減のための措置

【対策】

- ・令和2年4月～ 所定外労働状況の調査及び分析をする（毎月）
月所定外労働時間4.5時間以上を1年間で一人3回に抑える
- ・令和2年6月～ ポスターの掲載やイントラネットでノー残業デー（水曜日及び木曜日）を周知し推進する

目 標 3 産業医を活用した健康相談と生活習慣の改善

【対策】

- ・令和2年4月～ 産業医による健康相談日を新設する
全職員の健康診断結果のチェック、有所見者への精密検査受診の勧奨等を実施する
生活習慣改善を促進するための情報提供を行う